

コンプライアンス規程

香川県小学生バレーボール連盟

（目的）

第1条 この規程は、日本小学生バレーボール連盟（以下、「日小連」という。）のコンプライアンス規程に基づき、香川県小学生バレーボール連盟（以下、「県小連」という。）関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、小学生バレーボールの健全な普及・発展に関する責務を守るとともに、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

＊法令等とは、日本国憲法、公益財団法人日本バレーボール協会の定款・諸規程、日小連規約・諸規程及び県小連規約・諸規程、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等を言う。

（適用範囲）

第2条 前条に規定する「県小連関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 県小連役員（会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、委員）
- (2) 県小連ブロック役員
- (3) 県小連に登録した個人または団体
- (4) 登録選手の保護者

（行動規範）

第3条 県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

（禁止行為）

第4条 県小連関係者は、次に掲げる行為（以下、「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の県小連関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の県小連関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為
- (4) 上記(1)～(3)の管理監督を怠る行為

2 法令等違反行為の例として以下の行為がある。

- (1) 県小連の決定した方針に従わないこと。
- (2) 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- (3) 指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言、保護者等へ個人的な要求等、その他人権尊重の精神に反する言動をとること。

- (4) 不正な会計処理を行うこと。
- (5) スポーツパーソン、スポーツ関係者として著しく品位を欠く言動、スポーツマン精神に反する言動をとること。
- (6) 既に他チームに登録している選手を、そのチームの指導者に承諾なく自チームに勧誘すること。また、選手の入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること。
- (7) 事業推進のために後援並びに協賛社等から、良識を超えた多額の金品の提供を受けること。

(通報)

第5条 県小連関係者は、他の県小連関係者の第4条の法令等違反行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちに県小連に通報しなくてはならない。

(事実関係の調査)

第6条 県小連コンプライアンス委員会は、日小連関係者等から前条の法令等違反の通報があったとき及び自ら前条の法令等違反の疑いのある行為を認識したときは、直ちに事実関係を調査しなくてはならない。

- 2 調査の対象となる県小連関係者が、第2条(1)「県小連役員」の場合は、県小連コンプライアンス委員会が事実関係を調査する。
- 3 調査の対象となる県小連関係者が、第2条(2)「県小連ブロック役員」、第2条(3)「県小連に登録した個人または団体」、第2条(4)「登録選手の保護者」の場合は、県小連は香川県バレーボール協会（以下、「県協会」という。）と連携し事実関係を調査する。
- 4 県小連は、事実関係の調査にあたり、それまでの経緯を踏まえ調査計画を立案し、所定の様式で事前に日小連へ報告しなければならない。
- 5 県小連は、事実関係の調査や処分決定にあたり、必要に応じて日小連コンプライアンス委員会に助言を求める。
- 6 調査にあたっては守秘義務を順守し、通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなければならない。
- 7 通報内容が第4条で禁じられている行為であっても、県小連関係者のプライベートに関する問題、保護者間または指導者と保護者間の言動に関する問題等の場合は、県小連コンプライアンス委員会において、県小連が県協会と連携して扱うべき問題かを判断する。

(調査への協力)

- 第7条 前条の調査にあたり、協力を求められた場合は、県小連関係者は協力しなくてはならない。
- 2 県小連コンプライアンス委員会は、前条の調査にあたり、県小連関係者への記録媒体等の資料開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に努めなくてはならない。

(再発防止策)

第8条 県小連コンプライアンス委員会は、法令等違反行為が行われたことが確認されるときは、法令等違反が生じた原因を究明し、是正措置をとるとともに、再発防止策を講じなくてはならない。

(報復行為の禁止)

第9条 県小連関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者に対して、いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

2 県小連関係者は、正当な通報を行った通報者に対して、通報者の所属チーム内において、誹謗中傷、差別など不利益をもたらす行為を行ってはならない

3 県小連関係者は、通報者が相談または通報したことを理由として、通報者の練習環境が悪化することがないように、適切な措置をとらなくてはならない。また、通報者に対して誹謗中傷、差別など不利益をもたらす行為を行った県小連関係者がいた場合には、県小連は、諸規程に従って処分することができる。

(通報者への報告)

第10条 県小連コンプライアンス委員会は、実名通報者に対しては、事実関係の調査及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく報告しなくてはならない。

(処分の種類と内容)

第11条 県小連関係者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。

(2) 嚴重注意

文書での通知を以って、反省を促す。再発防止を目的とするものであるが、処分後再び違反行為を行った場合は、より重い処分が科される。

(3) 活動禁止

文書での通知を以ってバレーボール活動（県小連への登録団体、県小連・日小連が実施する諸活動）への参画を一切禁止する。違反行為の内容により有期・無期の活動禁止となる。

(4) 譴責

文書での通知を以って、職務上の義務違反等に対し反省を促す。県小連役員・ブロック役員に対し科すものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(5) 勧告

文書での通知を以って、一定の措置をとることを勧める。県小連役員・ブロック役員に対し行うものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(6) 除名

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、県小連より除名する。

県小連役員・ブロック役員に対し科す処分、永久に県小連に係わる役職に携わることはできない。復権（役職復帰や資格の再付与）も認められない。

(処分の決定)

第 12 条 県小連は、法令等違反行為等を行った県小連関係者に対して、下記の処分を行うことができる。下記処分は併科することができる。

(1) 第 2 条(1)「県小連役員」については、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分

(2) 第 2 条(2)「県小連ブロック役員」については、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分

(3) 第 2 条(3)「県小連に登録した個人または団体」（選手を除く）について、注意、嚴重注意、活動禁止、その他必要に応じた処分（選手については、保護者及び所属チーム関係者が再発防止策を講じる。）

(4) 第 2 条(4)「登録選手の保護者」については、注意、嚴重注意、その他必要に応じた処分

2 前項の処分は、本規程及び県小連、県協会の規約、規程に則り、県小連コンプライアンス委員会の決議を経て、県小連が決定する。

(処分の基準)

第 13 条 前条の処分決定に際し、代表的な違反行為について標準的な処分内容を定めた「香川県小学生バレーボール連盟関係者処分基準 別表」を基準とする。

2 処分決定にあたっては、前項の処分基準を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努める。

3 処分基準に示していない違反行為に対する処分内容は、処分基準の標準的な内容を参考とし、その違反行為の内容・結果を踏まえ、別表に記されている「各種事案に対して考慮すべき要素」、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し決定する。

(弁明の機会の付与)

第 14 条 県小連は、第 12 条の処分にあたっては、事前に当該県小連関係者に対する弁明の機会を設けなくてはならない。

(処分に当たっての理由の提示)

第 15 条 県小連は、第 12 条の処分に当たっては、当該処分と同時に、当該被処分者に対して、処分の理由を示さなくてはならない。

(不服申立手続)

第 16 条 第 12 条の処分を受けた県小連関係者は、県小連に対して、当該処分につき不服を申し立てることができる。不服の申し立ては、当該処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、書面をもってしなければならない。

2 前項の不服申し立てを受けたときは、県小連は、処分理由の有無及び処分手続の適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

3 前項の決定に対して、被処分者は再度の不服申し立てはできない。

(処分の報告)

第 17 条 県小連で決定した処分の内容については、規定の様式で日小連に報告しなければならない。

2 報告を受けた日小連は、処分を受けた県小連関係者の氏名、処分内容等を、日本スポーツ協会、公益財団法人日本バレーボール協会、全日本バレーボール小学生大会実行委員会、全国スポーツ少年団交流大会実行委員会に報告する。

附 則

1 本規程の実施に関する必要な細則は、コンプライアンス委員長が常任理事会の承認を得て別に定める。

2 本規程は、常任理事会の承認をもって変更することができる。

3 本規程は、平成 29 年 4 月 8 日から施行する。

一部改正 令和 5 年 3 月 26 日から施行する。

一部改正 令和 7 年 4 月 5 日から施行する。